

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
<p>10. その他発電用原子炉の附属施設</p> <p>10.9 緊急時対策所</p> <p>10.9.2 重大事故等時</p> <p>10.9.2.1 概要</p> <p>(1) 代替緊急時対策所 記載内容割愛</p> <p>(2) 緊急時対策所(緊急時対策棟内)</p> <p>緊急時対策所(緊急時対策棟内)は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する設計とする。また、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所(緊急時対策棟内)の概略系統図を第10.9.6図から第10.9.11図に示す。</p> <p>10.9.2.2 設計方針</p> <p>(1) 代替緊急時対策所 記載内容割愛</p> <p>(2) 緊急時対策所(緊急時対策棟内)</p> <p>緊急時対策所(緊急時対策棟内)は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、その機能に係る設備を含め、基準地震動による地震力に対し、機能を喪失しないようにするとともに、基準津波の影響を受けない設計とする。地震及び津波に対しては、「1.4.2 重大事故等対処施設の耐震設計」及び「1.5.2 重大事故等対処施設の耐津波設計」に基づく設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所(緊急時対策棟内)の機能に係る設備は、中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所(緊急時対策棟内)は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制</p>	<p>10. その他発電用原子炉の附属施設</p> <p>10.9 緊急時対策所</p> <p>10.9.2 重大事故等時</p> <p>10.9.2.1 概要</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員等がとどまることができるよう、適切な措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する設計とする。また、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所の系統概要図を第10.9-1図から第10.9-6図に示す。</p> <p>10.9.2.2 設計方針</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、その機能に係る設備を含め、基準地震動による地震力に対し、機能を喪失しないようにするとともに、基準津波の影響を受けない設計とする。地震及び津波に対しては、「1.3.2 重大事故等対処施設の耐震設計」及び「1.4.2 重大事故等対処施設の耐津波設計」に基づく設計とする。</p> <p>緊急時対策所の機能に係る設備は、中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策</p>	<p>【全体】</p> <ul style="list-style-type: none"> 表、図、項目先は、東二の番号に変更 設備名称：東二の名称に変更 <p>記載の相違（代替緊急時対策所）</p> <ul style="list-style-type: none"> 東二は、「代替緊急時対策所」を設置していない。以下、同様「※1」 <p>記載表現の相違（概要系統図）</p> <ul style="list-style-type: none"> 東二は、系統概要図で統一 <p>記載の相違（代替緊急時対策所）※1</p> <p>記載表現の相違（緊急時対策所棟内）</p> <ul style="list-style-type: none"> 玄海は「緊急時対策所棟内」に緊急時対策所を設置 東二は「緊急時対策所」が単独建屋であるため記載削除 以下、同様「※2」 <p>記載表現の相違（緊急時対策所棟内）※2</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
<p>するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる設計とする。</p> <p>重大事故等が発生し、緊急時対策所(緊急時対策棟内)の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、対策要員が緊急時対策所(緊急時対策棟内)の外側から室内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。身体サーベイの結果、対策要員の汚染が確認された場合は、対策要員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設置する設計とする。</p> <p>a. 居住性を確保するための設備</p> <p>重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員等がとどまることができるよう、緊急時対策所(緊急時対策棟内)の居住性を確保するための設備として、以下の重大事故等対処設備(居住性の確保)を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備(居住性の確保)として、緊急時対策所遮へい(緊急時対策棟内)、緊急時対策所(緊急時対策棟内)の緊急時対策所換気設備、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、緊急時対策所エリアモニタ及び可搬型エリアモニタを使用する。</p> <p>緊急時対策所(緊急時対策棟内)の居住性については、想定する放射性物質の放出量等を東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とし、かつ、緊急時対策所(緊急時対策棟内)内でのマスクの着用、交代要員体制、安定よう素剤の服用及び仮設設備を考慮しない条件においても、緊急時対策所(緊急時対策棟内)にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えないことを判断基準とする。</p>	<p>に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる設計とする。</p> <p>重大事故等が発生し、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、対策要員が緊急時対策所の外側から緊急時対策所内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体の汚染検査及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。身体の汚染検査の結果、対策要員の汚染が確認された場合は、対策要員の除染を行うことができる区画を、身体の汚染検査を行う区画に隣接して設置する設計とする。</p> <p>(1) 居住性の確保</p> <p>重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員等がとどまることができるよう、緊急時対策所の居住性の確保として重大事故等対処設備(a. 緊急時対策所非常用換気設備及び緊急時対策所加圧設備による放射線防護、b. 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定及びc. 放射線量の測定)を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備(a. 緊急時対策所非常用換気設備及び緊急時対策所加圧設備による放射線防護、b. 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定、c. 放射線量の測定)として、緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所の緊急時対策所非常用換気設備、緊急時対策所加圧設備、緊急時対策所用差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、緊急時対策所エリアモニタ及び可搬型モニタリング・ポストを使用する。</p> <p>緊急時対策所の居住性については、想定する放射性物質の放出量等を東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とし、かつ、緊急時対策所内でのマスクの着用、交代要員体制、安定よう素剤の服用及び仮設設備を考慮しない条件においても、緊急時対策所にとどまる要員の实効線量が事故後7日間で100mSvを超えないことを判断基準とする。</p>	<p>記載表現の相違(身体サーベイ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 東二は、技術的能力、補足説明資料を含め「身体の汚染検査」で用語を統一(k k「身体サーベイ」) *着替え「等」：マスク、線量計、ヘルメット、安全帯の着脱 <p>記載表現の相違(居住性を確保するための設備)</p> <ul style="list-style-type: none"> (a. b. c. 項目) 東二の技術的能力手順名と整合 <p>記載表現の相違(緊急時対策所棟内) ※2</p> <ul style="list-style-type: none"> *要員「等」：実施組織要員、電源確保要員、水源確保要員、交代要員、初期消火要員 <p>記載表現の相違(遮へい)</p> <ul style="list-style-type: none"> 東二は「遮蔽」として用語の統一。以下、同様「※3」 <p>設備名称の相違(東二：加圧設備)</p> <ul style="list-style-type: none"> 東二は「加圧設備」を「非常用換気設備」に含めず個別記載としている。以下、同様「※4」(k kも同様) (東二：緊急時対策所用差圧計) 東二は、室内正圧維持の観点から、「差圧計」をSA設備とした。以下、同様「※5」(k kも同様) <p>k kとの相違(文末：判断基準とする)</p> <ul style="list-style-type: none"> k kは、文末を「超えない設計とする」記載 東二は61条規制要求(1. e④)に基づき「判断基準とする」と記載とした。

玄海原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 61条】

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
<p>(a) 緊急時対策所遮へい(緊急時対策棟内)及び緊急時対策所換気設備</p> <p>緊急時対策所遮へい(緊急時対策棟内)は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所(緊急時対策棟内)の気密性及び緊急時対策所換気設備の性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所(緊急時対策棟内)にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>緊急時対策所(緊急時対策棟内)の緊急時対策所換気設備は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所(緊急時対策棟内)内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するため適切な換気設計を行い、緊急時対策所(緊急時対策棟内)の気密性及び緊急時対策所遮へい(緊急時対策棟内)の性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所(緊急時対策棟内)にとどまる要員の实効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>なお、換気設計に当たっては、緊急時対策所(緊急時対策棟内)の建物の気密性に対して十分な余裕を考慮した設計とする。また、緊急時対策所(緊急時対策棟内)外の火災により発生する燃焼ガス又は有毒ガスに対する換気設備の隔離その他の適切に防護するための設備を設ける設計とする。</p> <p>緊急時対策所(緊急時対策棟内)の緊急時対策所換気設備として、緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット及び緊急時対策所加圧設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所遮へい(緊急時対策棟内)(3号及び4号炉共用) ・緊急時対策所非常用空気浄化ファン(3号及び4号炉共用) ・緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット(3号及び4号炉共用) ・緊急時対策所加圧設備(3号及び4号炉共用) <p>(b) 緊急時対策所(緊急時対策棟内)内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定</p> <p>緊急時対策所(緊急時対策棟内)には、室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を</p>	<p>a. 緊急時対策所非常用換気設備及び緊急時対策所加圧設備による放射線防護</p> <p>緊急時対策所遮蔽は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所の気密性及び緊急時対策所非常用換気設備及び緊急時対策所加圧設備の性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所にとどまる要員の实効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>緊急時対策所の緊急時対策所非常用換気設備及び緊急時対策所加圧設備は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するため適切な換気設計を行い、緊急時対策所の気密性及び緊急時対策所遮蔽の性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所にとどまる要員の实効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>なお、緊急時対策所非常用換気設備及び緊急時対策所加圧設備の設計に当たっては、緊急時対策所の建物の気密性に対して十分な余裕を考慮した設計とする。また、緊急時対策所外の火災により発生する燃焼ガス又は有毒ガスに対する換気設備を隔離する設計とし、その他に燃焼ガス又は有毒ガスから適切に防護するための設備を設ける設計とする。</p> <p>緊急時対策所の緊急時対策所非常用換気設備及び緊急時対策所加圧設備として緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置、緊急時対策所加圧設備及び緊急時対策所用差圧計を設置又は保管する設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所遮蔽 ・緊急時対策所非常用送風機 ・緊急時対策所非常用フィルタ装置 ・緊急時対策所加圧設備 ・緊急時対策所用差圧計 <p>b. 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定</p> <p>緊急時対策所には、災害対策本部内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管</p>	<p>記載表現の相違 (a. 項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東二の技術的能力手順名と整合 <p>記載表現の相違 (緊急時対策所棟内) ※2 記載表現の相違 (遮へい) ※3 設備名称の相違 (東二：加圧設備) ※4</p> <p>*希ガス「等」 ・放射性よう素及び粒子状の放射性物質</p> <p>記載表現の相違 (遮へい) ※3</p> <p>設備名称の相違 (東二：加圧設備) ※4</p> <p>記載表現の相違 (東二：燃焼ガス又は有毒ガス) ・その他の内容を具体的に記載 (k k 記載なし)</p> <p>記載表現の相違 (緊急時対策所棟内) ※2 設備名称の相違 (東二：加圧設備) ※4</p> <p>設備の相違 (東二：差圧計) ※5 *「保管する設計」 ・加圧設備の加圧ポンベ(可搬)を指した記載表現</p> <p>記載表現の相違 (遮へい) ※3</p> <p>設備名称の相違 (共用) ・東二は、共用なし</p> <p>設備の相違 (東二：差圧計) ※5</p> <p>「災害対策本部内」 ・災害対策本部室及び宿泊・休憩室</p>

玄海原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 61条】

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
<p>保管する設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・酸素濃度計(3号及び4号炉共用) ・二酸化炭素濃度計(3号及び4号炉共用) <p>(c) 放射線量の測定</p> <p>緊急時対策所(緊急時対策棟内)には、室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定する緊急時対策所エリアモニタ及び加圧判断に使用する可搬型エリアモニタを保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所エリアモニタの指示値は、緊急時対策所(緊急時対策棟内)内にて容易かつ確実に把握できる設計とする。また、可搬型エリアモニタの指示値は、無線により伝送し、緊急時対策所(緊急時対策棟内)内で監視できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所エリアモニタ(3号及び4号炉共用) ・可搬型エリアモニタ(3号及び4号炉共用) <p>b. 重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関わる設備</p> <p>(a) 情報収集のための設備</p> <p>緊急時対策所(緊急時対策棟内)には、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備として、以下の重大事故等対処設備(情報の把握)を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備(情報の把握)として、重大事故等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに緊急時対策所(緊急時対策棟内)において把握できる情報収集設備を使用する。</p> <p>緊急時対策所(緊急時対策棟内)の情報収集設備として、事故状態等の必要な情報を把握するために必要なパラメータ等を収集し、緊急時対策所(緊急時対策棟内)で表示できるよう、緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)及びSPDSデータ表示装置を設置する設計とする。</p>	<p>する設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・酸素濃度計 ・二酸化炭素濃度計 <p>c. 放射線量の測定</p> <p>緊急時対策所には、災害対策本部内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定する緊急時対策所エリアモニタ及び可搬型モニタリング・ポスト(加圧判断用)を保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所エリアモニタの指示値は、緊急時対策所の災害対策本部内にて容易かつ確実に把握できる設計とする。また、可搬型モニタリング・ポスト(加圧判断用)の指示値は、衛星回線により伝送し、緊急時対策所の災害対策本部内で監視できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所エリアモニタ ・可搬型モニタリング・ポスト(加圧判断用) (8.1 放射線管理設備) <p>(2) 必要な情報の把握及び通信連絡</p> <p>a. 必要な情報の把握</p> <p>緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備として、重大事故等対処設備(必要な情報の把握)を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備(必要な情報の把握)として、重大事故等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに緊急時対策所において把握できる情報収集設備を使用する。</p> <p>緊急時対策所の情報収集設備として、事故状態等の必要な情報を把握するために必要なパラメータ等を収集し、緊急時対策所の災害対策本部内で表示できるよう、データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDSデータ表示装置で構成する安全パラメータ表示システム(SPDS)(以下「SPDS」という。)を設置する設計とする。</p>	<p>設備名称の相違(共用)・東二は、共用なし</p> <p>記載表現の相違(緊急時対策所棟内) ※2</p> <p>記載表現(加圧判断に使用する) ・東二の加圧判断は「緊急時対策所エリアモニタ」及び「可搬型モニタリング・ポスト」両方用いるため「加圧判断に使用する」の記載は削除。 (kkも同様)</p> <p>記載表現の相違(緊急時対策所棟内) ※2</p> <p>設備の相違(無線) ・東二は、衛星回線を使用 (kkは記載なし)</p> <p>設備名称の相違(共用)・東二は、共用なし (可搬型モニタリング・ポスト) 設備仕様等は「8.1 放射線管理設備」記載</p> <p>記載表現の相違 (情報収集のための設備) (情報の把握) ・東二は、技術的能力手順名(必要な情報の把握)と整合 記載表現の相違(緊急時対策所棟内) ※2</p> <p>*事故状態「等」: 風向, 風速, 波高 記載表現の相違(緊急時対策所棟内) ※2 *パラメータ「等」: 警報表示, 系統の状態</p>

玄海原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 61条】

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
<p>緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)の電源は、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS) (3号及び4号炉共用) ・SPDS データ表示装置(3号及び4号炉共用) ・大容量空冷式発電機(10.2 代替電源設備) <p>その他、設計基準事故対処設備である非常用電源設備のディーゼル発電機を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>(b) 通信連絡のための設備</p> <p>緊急時対策所(緊急時対策棟内)には、重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として、以下の重大事故等対処設備(通信連絡)を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備(通信連絡)として、緊急時対策所(緊急時対策棟内)から中央制御室、屋内外の作業場所、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、通信連絡設備を使用する。</p> <p>緊急時対策所(緊急時対策棟内)の通信連絡設備として、携帯型通話設備、衛星携帯電話設備、無線連絡設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・携帯型通話設備(3号及び4号炉共用)(10.12 通信連絡設備 10.12.2 重大事故等時) ・衛星携帯電話設備(3号及び4号炉共用)(10.12 通信連絡設備 10.12.2 重大事故等時) ・無線連絡設備(3号及び4号炉共用)(10.12 通信連絡設備 10.12.2 重大事故等時) ・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(3号及び4号炉共用)(10.12 通信連絡設備 10.12.2 重大事故等時) 	<p>S P D Sのうちデータ伝送装置の電源は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、常設代替交流電源設備である常設代替高圧電源装置又は可搬型代替交流電源設備である可搬型代替低圧電源車から給電できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・S P D S (10.12 通信連絡設備) ・常設代替高圧電源装置 (10.2 代替電源設備) ・可搬型代替低圧電源車 (10.2 代替電源設備) <p>その他、設計基準事故対処設備である非常用ディーゼル発電機を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>b. 通信連絡</p> <p>緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として、重大事故等対処設備(通信連絡)を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備(通信連絡)として緊急時対策所から中央制御室、屋内外の作業場所、本店、国、自治体、その他関係機関等の発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、通信連絡設備を使用する。</p> <p>緊急時対策所の通信連絡設備として衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)、無線連絡設備(携帯型)、携行型有線通話装置及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム、I P電話及びI P-F A X)を設置又は保管する設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛星電話設備(固定型) (10.12 通信連絡設備) ・衛星電話設備(携帯型) (10.12 通信連絡設備) ・無線連絡設備(携帯型) (10.12 通信連絡設備) ・携行型有線通話装置 (10.12 通信連絡設備) ・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム、I P電話及びI P-F A X) (10.12 通信連絡設備) 	<p>設備の相違 (大容量空気冷却式発電機)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東二は、代替電源設備として常設代替高圧電源装置及び可搬型代替低圧電源車 <p>(S P D S)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計仕様等は「10.12 通信連絡設備」記載 <p>記載表現の相違 (通信連絡のための設備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東二は、技術的能力手順名(通信連絡)と整合 <p>記載表現の相違 (緊急時対策所棟内) ※2</p> <p>記載表現の相違 (地方公共団体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東二は、「自治体」として用語を統一 ※その他関係機関「等」：警察、消防、海保 <p>設備名称の相違 (通信設備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・S A設備内容の相違 <p>設備名称の相違 (共用) ・東二は、共用なし</p> <p>(具体的な設備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東二は、設計仕様等「10.12 通信連絡設備」として包括して記載 (k kも同様)

玄海原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 61条】

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
<p>c. 代替電源設備からの給電</p> <p>緊急時対策所(緊急時対策棟内)は、代替電源設備からの給電を可能とするよう、以下の重大事故等対処設備(電源の確保)を設ける。</p> <p>全交流動力電源が喪失した場合の重大事故等対処設備(電源の確保)として、緊急時対策所用発電機車、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク及び緊急時対策所用発電機車用給油ポンプを使用する。</p> <p>緊急時対策所用発電機車は、1台で緊急時対策所(緊急時対策棟内)に給電するために必要な発電機容量を有するものを、予備も含めて3台保管することで、多重性を有する設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機車は、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクより、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプを用いて、燃料を補給できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所用発電機車(3号及び4号炉共用) ・緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク(3号及び4号炉共用) ・緊急日寺対策所用発電機車用給油ポンプ(3号及び4号炉共用) <p>ディーゼル発電機は、設計基準事故対処設備であるとともに、重大事故等時においても使用するため、「1.1.7 重大事故等対処設備に関する基本方針」に示す設計方針を適用する。</p> <p>ただし、多様性、位置的分散等を考慮すべき対象の設計基準事故対処設備はないことから、「1.1.7 重大事故等対処設備に関する基本方針」のうち多様性、位置的分散等の設計方針は適用しない。</p> <p>携帯型通話設備、衛星携帯電話設備、無線連絡設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、「10.12 通信連絡設備 10.12.2 重大事故等時」にて記載する。</p> <p>ディーゼル発電機及び大容量空冷式発電機は、「10.2 代替電源設備」にて記載する。</p>	<p>(3) 代替電源設備からの給電</p> <p>a. 緊急時対策所用発電機による給電</p> <p>緊急時対策所は、代替電源設備からの給電を可能とするように重大事故等対処設備(緊急時対策所用発電機による給電)を設ける。</p> <p>全交流動力電源が喪失した場合の重大事故等対処設備(緊急時対策所用発電機による給電)として緊急時対策所用発電機、緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク、緊急時対策所用発電機給油ポンプ及び緊急時対策所用M/Cを使用する。</p> <p>緊急時対策所用発電機は、1個で緊急時対策所に給電するために必要な発電機容量を有するものを2個設置することで、多重性を有する設計とする。また、緊急時対策所用M/Cに接続し、緊急時対策所に電力を給電できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機は、緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンクより緊急時対策所用発電機給油ポンプを用いて、燃料を補給できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所用発電機 ・緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク ・緊急時対策所用発電機給油ポンプ ・緊急時対策所用M/C <p>非常用ディーゼル発電機は、設計基準事故対処設備であるとともに、重大事故等時においても使用するため、「1.1.7 重大事故等対処設備に関する基本方針」に示す設計方針を適用する。</p> <p>ただし、多様性及び位置的分散を考慮すべき対象の設計基準事故対処設備はないことから、「1.1.7 重大事故等対処設備に関する基本方針」のうち多様性及び位置的分散の設計方針は適用しない。</p> <p>可搬型モニタリング・ポストは(加圧判断用)、「8.1 放射線管理設備」に示す。SPDS、衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)無線連絡設備(携帯型)、携行型有線通話装置及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX)は、「10.12 通信連絡設備」に示す。</p> <p>非常用ディーゼル発電機、常設代替高圧電源装置及び可搬型代替低圧電源車は、「10.2 代替電源設備」に示す。</p>	<p>記載表現の相違 (東二：緊急時対策所用発電機による給電) ・東二は、技術的能力手順名と整合 記載表現の相違(緊急時対策所棟内) ※2</p> <p>設備の相違(緊急時対策所用発電機車) ・東二は、建屋内に常設として緊急時対策所用発電機を設置 以下、同様「※6」 (kkは電源車2台1セット5台)</p> <p>設備名称(台) ・東二は、個数単位で統一 以下、同様「※7」 (kkは「台」)</p> <p>設備の追記(東二：緊急時対策所用M/C) ・東二のM/Cは、SA電源設備から直接受電する設備であることから、SA設備としている。</p> <p>記載表現の相違(3台保管する) ・東二は、常設発電機のため「設置する」と記載</p> <p>設備名称の相違(共用)・東二は、共用なし</p> <p>(可搬型モニタリング・ポスト) 設備仕様等は「8.1 放射線管理設備」記載</p> <p>設備名称の相違(通信設備) ・SA設備内容の相違</p> <p>設備の相違(大容量空気冷却式発電機) ・東二は、代替電源設備として常設代替高圧電源装置及び可搬型代替低圧電源車</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
<p>10.9.2.2.1 多重性、多様性、独立性及び位置的分散</p> <p>基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>(1) 代替緊急時対策所 記載内容割愛</p> <p>(2) 緊急時対策所(緊急時対策棟内)</p> <p>緊急時対策所(緊急時対策棟内)は、独立した建屋及びそれと一体の緊急時対策所遮へい(緊急時対策棟内)並びに換気設備として緊急時対策所非常用空気浄化ファン及び緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットを有し、さらに、換気設備の電源を空冷式の緊急時対策所用発電機車から給電できる設計とする。これら中央制御室に対して独立性を有した設備により居住性を確保できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所(緊急時対策棟内)及び緊急時対策所非常用空気浄化ファンは、緊急時対策棟内に設置し、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット及び緊急時対策所用発電機車は、中央制御室とは離れた位置の屋外に設置及び保管することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化ファン及び緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットは、1台で緊急時対策所(緊急時対策棟内)内を換気するために必要なファン容量及びフィルタ容量を有するものを合計2台(3号及び4号炉共用)設置することで、多重性を持つ設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機車は、1台で緊急時対策所(緊急時対策棟内)に給電するために必要な発電機容量を有するものを合計3台(3号及び4号炉共用)保管することで、多重性を持つ設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクは、外部からの支援がなくとも、1基で緊急時対策所用発電機車の7日分の連続定格運転に必要なタンク容量を有するものを合計2基(3号及び4号炉共用)設置することで、多重性を持つ設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機車用給油ポンプは、1台で緊急時対策所用発電機車の連続定格運転に必要な燃料を供給できるポンプ容量を有するものを合計2台(3号及び4号炉共用)設置することで、多重性を持つ設計とする。</p>	<p>10.9.2.2.1 多重性、多様性、独立性及び位置的分散</p> <p>基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>緊急時対策所は、独立した建屋と一体の緊急時対策所遮蔽並びに非常用換気設備として緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置及び緊急時対策所用差圧計を有し、さらに、非常用換気設備の電源を緊急時対策所用発電機車から給電できる設計とする。これら中央制御室に対して独立性を有した設備により居住性を確保できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所、緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置、緊急時対策所用差圧計、緊急時対策所用発電機、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び緊急時対策所エリアモニタは、緊急時対策所の建屋内に設置及び保管することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置は、1個で緊急時対策所内を換気するために必要なファン容量及びフィルタ容量を有するものを合計2個設置することで、多重性を持つ設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機は、1個で緊急時対策所に給電するために必要な発電機容量を有するものを合計2個設置することで、多重性を持つ設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンクは、外部からの支援がなくとも、1個で緊急時対策所用発電機の7日分の連続定格運転に必要なタンク容量を有するものを合計2個設置することで、多重性を持つ設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機給油ポンプは、1個で緊急時対策所用発電機の連続定格運転に必要な燃料を供給できるポンプ容量を有するものを合計2個設置することで、多重性を持つ設計とする。</p>	<p>記載の相違（代替緊急時対策所）※1</p> <p>記載表現の相違（緊急時対策所棟内）※2 記載表現の相違（遮へい）※3 設備の相違（東二：差圧計）※5 設備の相違（緊急時対策所用発電機車）※6</p> <p>記載設備の相違 （東二：酸素濃度計、二酸化炭素濃度） （東二：緊急時対策所エリアモニタ） ・東二は、SA設備として、建屋内に保管（k k記載の反映）</p> <p>設備名称の相違（共用）・東二は、共用なし 設備名称（台）※7</p> <p>k kとの相違（文末：判断基準とする） ・k kは、タンクローリーを使用 ・東二、玄海は、タンクを使用</p>

玄海原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 61条】

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
<p>10.9.2.2.2 悪影響防止</p> <p>基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>(1) 代替緊急時対策所 記載内容割愛</p> <p>(2) 緊急時対策所(緊急時対策棟内)</p> <p>居住性の確保に使用する緊急時対策所遮へい(緊急時対策棟内)は、緊急時対策棟と一体のコンクリート構造物とし、倒壊等により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>居住性の確保に使用する緊急時対策所非常用空気浄化ファン及び緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットは、他の設備から独立して使用可能とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。居住性の確保に使用する緊急時対策所加圧設備は、通常時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等時は重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>居住性の確保に使用する酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>居住性の確保に使用する緊急時対策所エリアモニタ及び可搬型エリアモニタは、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。また、緊急時対策所エリアモニタ及び可搬型エリアモニタは、設置場所において固縛等によって固定することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>情報の把握に使用する緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)及びSPDSデータ表示装置は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>電源の確保に使用する緊急時対策所用発電機車は、通常時に接続先の系統と分</p>	<p>10.9.2.2.2 悪影響防止</p> <p>基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>居住性の確保に使用する緊急時対策所遮蔽は、緊急時対策所と一体のコンクリート構造物とし、倒壊等により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>居住性の確保に使用する緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置は、他の設備から独立して使用可能とすることにより他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。居住性の確保に使用する緊急時対策所加圧設備は、通常時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等時は重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>居住性の確保に使用する緊急時対策所用差圧計は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>居住性の確保に使用する酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>居住性の確保に使用する緊急時対策所エリアモニタは、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。また、緊急時対策所エリアモニタは、設置場所において固縛等によって固定することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>電源の確保に使用する緊急時対策所用発電機は、通常時に接続先の系統と分離</p>	<p>記載の相違（代替緊急時対策所）※1</p> <p>記載表現の相違（緊急時対策所棟内）※2 記載表現の相違（遮へい）※3 *倒壊「等」：屋根の崩落、壁のヒビ、割れ</p> <p>設備の相違（東二：差圧計）※5</p> <p>記載内容の相違（可搬型エリアモニタ） ・東二は、可搬型モニタリング・ポストは「8.1 放射線管理設備」に記載</p> <p>*固縛「等」：枠止め、接着、台止め、ビス止め</p> <p>(SPDS) ・SPDSは「10.12 通信連絡設備」記載</p> <p>設備の相違（緊急時対策所用発電機車）※6</p>

玄海原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 61条】

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
<p>離された状態であること及び重大事故等時は重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。また、緊急時対策所用発電機車は、設置場所において車輪止めによって固定することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>電源の確保に使用する緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク及び緊急時対策所用発電機車用給油ポンプは、他の設備から独立して使用可能とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>10.9.2.2.3 共用の禁止</p> <p>(1) 代替緊急時対策所 記載内容割愛</p> <p>(2) 緊急時対策所(緊急時対策棟内)</p> <p>緊急時対策所(緊急時対策棟内)は、事故対応において3号炉及び4号炉双方のプラント状況を考慮した指揮命令を行う必要があるため、同一スペースを共用化し、事故収束に必要な緊急時対策所遮へい(緊急時対策棟内)、緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット、緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)、SPDS データ表示装置、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク及び緊急時対策所用発電機車用給油ポンプを設置する。共用により、必要な情報(相互のプラント状況、運転員の対応状況等)を共有・考慮しながら、総合的な管理(事故処置を含む。)を行うことで、安全性の向上が図れることから、3号炉及び4号炉で共用する設計とする。</p> <p>各設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、号炉の区分けなく使用でき、更にプラントパラメータは、号炉ごとに表示・監視できる設計とする。</p>	<p>された状態であること及び重大事故等時は重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>電源の確保に使用する緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク及び緊急時対策所用発電機給油ポンプは、他の設備から独立して使用することにより他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>10.9.2.2.3 容量等</p> <p>基本方針については、「1.1.7.2 容量等」に示す。</p> <p>緊急時対策所の災害対策本部は、重大事故等に対処するために必要な指示をする対策要員及び原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散の抑制に必要な現場活動等に従事する対策要員等、最大約100名を収容できる設計</p>	<p>・東二は、常設(固定)された発電機のため、車両止めは用いていない</p> <p>*運用の相違(共用の禁止)</p> <p>・東二は、単機プラントのため該当なし</p> <p>・以降、項目番号繰り上り</p>
<p>10.9.2.2.4 容量等</p> <p>基本方針については、「1.1.7.2 容量等」に示す。</p> <p>(1) 代替緊急時対策所 記載内容割愛</p> <p>(2) 緊急時対策所(緊急時対策棟内)</p> <p>緊急時対策所(緊急時対策棟内)の指揮スペースは、重大事故等に対処するために必要な指示をする対策要員及び原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散の抑制に必要な現場活動等に従事する対策要員等、最大100</p>	<p>基本方針については、「1.1.7.2 容量等」に示す。</p> <p>緊急時対策所の災害対策本部は、重大事故等に対処するために必要な指示をする対策要員及び原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散の抑制に必要な現場活動等に従事する対策要員等、最大約100名を収容できる設計</p>	<p>記載の相違(代替緊急時対策所) ※1</p> <p>記載表現の相違(緊急時対策所棟内) ※2</p> <p>*現場活動「等」</p> <p>・弁操作、モニタリング、水源確保、ルート</p>

玄海原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 61条】

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
<p>名を収容できる設計とする。また、対策要員等が緊急時対策所(緊急時対策棟内)に7日間とどまり重大事故等に対処するために必要な数量の放射線管理用資機材や食料等を配備できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所遮へい(緊急時対策棟内)は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所(緊急時対策棟内)の気密性及び緊急時対策所換気設備の性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所(緊急時対策棟内)にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット及び緊急時対策所加圧設備は、緊急時対策所(緊急時対策棟内)内にとどまる対策要員の線量を低減し、かつ、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がなく維持できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化ファン及び緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットは、緊急時対策所(緊急時対策棟内)内を換気するためのファン容量及びフィルタ容量を有する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットは、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を含め緊急時対策所(緊急時対策棟内)内に対し、放射線による悪影響を及ぼさないよう、十分な放射性物質の除去効率及び吸着能力を有する設計とする。</p> <p>緊急時対策所加圧設備は、「実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」における放射性物質の放出時間が10時間であることを踏まえ、緊急時対策所(緊急時対策棟内)内を加圧するために必要な容量を確保するだけでなく、予測困難なプルームの通過に対して十分な余裕を持つ設計とする。保有数は、緊急時対策所(緊急時対策棟内)内を加圧するために必要な容量の空気ボンベに、保守点検は目視点検であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として1個を加え、一式(3号及び4号炉共用)を保管する。</p>	<p>とする。また、対策要員等が緊急時対策所に7日間とどまり重大事故等に対処するために必要な数量の放射線管理用資機材や食料等を配備できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所遮蔽は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所の気密性、緊急時対策所非常用換気設備及び緊急時対策所加圧設備の性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置及び緊急時対策所加圧設備は、緊急時対策所内にとどまる対策要員の被ばくを低減し、かつ、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がなく維持できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置は、緊急時対策所内を換気するためのファン容量及びフィルタ容量を有する設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用フィルタ装置は、身体の汚染検査及び作業服の着替え等を行うための区画を含め緊急時対策所内に対して放射線による悪影響を及ぼさないよう、十分な放射性物質の除去効率及び吸着能力を有する設計とする。</p> <p>緊急時対策所加圧設備は、「実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」における放射性物質の放出時間が10時間であることを踏まえ、緊急時対策所の災害対策本部内等を加圧するために必要な容量を確保するだけでなく、予測困難なプルームの通過に対して十分な余裕を持つ設計とする。空気ボンベの保有数は、緊急時対策所の災害対策本部内等を加圧するために必要な容量の空気ボンベに、保守点検は目視点検であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時の予備用を加えた一式をを保管する。</p> <p>緊急時対策所用差圧計は、緊急時対策所の災害対策本部の正圧化された室内と</p>	<p>確保 *対策要員「等」：初期消火要員、水源確保要員、電源確保要員、関係会社・メーカー派遣要員 *食料「等」：飲料水、周辺地図、周辺人口関連データ、計器類</p> <p>記載表現の相違（緊急時対策所棟内）※2 記載表現の相違（遮へい）※3 設備名称の相違（東二：加圧設備）※4</p> <p>記載表現の相違（身体サーベイ） ・東二は、技術的能力、補足説明資料を含め「身体の汚染検査」で用語を統一（kk「身体サーベイ」） *着替え「等」：マスク、線量計、ヘルメット、安全帯の着脱</p> <p>*災害対策本部内「等」：宿泊・休憩室、食料等資機材倉庫、エアロック室、空調機械（冷凍機）室</p> <p>設備名称の相違（共用）・東二は、共用なし</p> <p>設備の相違（東二：差圧計）※5 (kkも同様)</p>

玄海原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 61条】

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
<p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、緊急時対策所(緊急時対策棟内)内の居住環境の基準値を上回る範囲を測定できるものを、それぞれ1個を1セットとし、3号炉及び4号炉で1セット使用する。保有数は、3号炉及び4号炉で1セット、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2セットの合計3セット(3号及び4号炉共用)を保管する。</p> <p>緊急時対策所エリアモニタは、緊急時対策所(緊急時対策棟内)内の放射線量の測定が可能な計測範囲を持つものを1セット1個使用する。保有数は、3号炉及び4号炉で1セット1個、保守点検は模擬入力による特性確認等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検は考慮せずに、故障時のバックアップ用として1個の合計2個(3号及び4号炉共用)を保管する。</p> <p>可搬型エリアモニタは、緊急時対策所(緊急時対策棟内)の加圧判断が可能な個数として3号炉及び4号炉で1セット1個使用する。保有数は、3号炉及び4号炉で1セット1個、保守点検は模擬入力による特性確認等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検は考慮せずに、故障時のバックアップ用として1個の合計2個(3号及び4号炉共用)を保管する。</p> <p>緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)は、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と必要なデータ量を伝送できる設計とする。</p> <p>SPDS データ表示装置は、重大事故等に対処するために必要なパラメータを共有するために必要な個数を設置する設計とする。</p> <p>代替電源設備である緊急時対策所用発電機車は、緊急時対策所(緊急時対策棟内)に給電するために必要な発電機容量を有するものを3号炉及び4号炉で1セット1台使用する。保有数は、3号炉及び4号炉で1セット1台、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台の合計3台(3号及び4号炉共用)を保管する。</p> <p>緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクは、外部からの支援がなくとも、</p>	<p>周辺エリアとの差圧を監視できる設計とする。</p> <p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、緊急時対策所災害対策本部内の居住環境の基準値を上回る範囲を測定できるものを、それぞれ1個使用する。保有数は、それぞれ故障時及び保守点検による待機除外時の予備用として1個を加えた合計2個を保管する。</p> <p>緊急時対策所エリアモニタは、緊急時対策所災害対策本部内の放射線量の測定が可能な計測範囲を持つものを1個使用する。保有数は、保守点検において模擬入力による特性確認等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検は考慮せずに、故障時の予備用として1個を加えた合計2個を保管する。</p> <p>代替電源設備である緊急時対策所用発電機は、緊急時対策所に給電するために必要な発電機容量を有するものを1個使用する。保有数は、故障時及び保守点検による待機除外時の予備用として1個の合計2個を設置する設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンクは、外部からの支援がなくとも、緊急</p>	<p>記載表現の相違（緊急時対策所棟内）※2</p> <p>kkは、本部、待避場所で各1台+予備の計3台)</p> <p>*特性確認「等」：線源校正、標準器を含めた模擬ガス他試験のためのアイテムを指す</p> <p>設備名称の相違（共用）・東二は、共用なし</p> <p>(可搬型モニタリング・ポスト) ・可搬型モニタリング・ポストは「8.1 放射線管理設備」記載</p> <p>(SPDS) ・SPDSは「10.12 通信連絡設備」記載</p> <p>設備の相違（緊急時対策所用発電機車）※6 ・東二は常設電源のため「設置」と記載 記載表現の相違（緊急時対策所棟内）※2</p> <p>設備名称（台）※7 設備名称の相違（共用）・東二は、共用なし</p> <p>設備の相違（緊急時対策所用発電機車）※6</p>

玄海原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 61条】

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
<p>緊急時対策所用発電機車の7日分の連続定格運転に必要なタンク容量を有する設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機車用給油ポンプは、緊急時対策所用発電機車の連続定格運転に必要な燃料を供給できるポンプ容量を有する設計とする。</p> <p>10.9.2.2.5 環境条件等 基本方針については、「1.1.7.3 環境条件等」に示す。</p> <p>(1) 代替緊急時対策所 記載内容割愛</p> <p>(2) 緊急時対策所(緊急時対策棟内) 緊急時対策所遮へい(緊急時対策棟内)は、屋外及び緊急時対策棟内に設置し、コンクリート構造物として緊急時対策棟と一体であり、建屋として重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化ファンは、緊急時対策棟内に設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。操作は緊急時対策所(緊急時対策棟内)内で可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット及び緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクは、屋外に設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>緊急時対策所加圧設備及び緊急時対策所用発電機車は、屋外に保管及び設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所及び緊急時対策所(緊急時対策棟内)内で可能な設計とする。</p>	<p>時対策所用発電機の7日分の連続定格運転に必要なタンク容量を有する設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機給油ポンプは、緊急時対策所用発電機の連続定格運転に必要な燃料を供給できるポンプ容量を有する設計とする。</p> <p>緊急時対策所用M/Cは、緊急時対策所用発電機の定格電流に対し、十分な母線定格電流を有する設計とする。</p> <p>10.9.2.2.4 環境条件等 基本方針については、「1.1.7.3 環境条件等」に示す。</p> <p>緊急時対策所遮蔽は、屋外及び緊急時対策所建屋内に設置し、コンクリート構造物として緊急時対策所建屋と一体であり、建屋として重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所加圧設備、緊急時対策所用差圧計緊急時対策所用発電機、緊急時対策所用M/C及び緊急時対策所用発電機給油ポンプは、緊急時対策所建屋内に設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。操作は緊急時対策所の災害対策本部内で可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用フィルタ装置は、緊急時対策建屋内に設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンクは、屋外に設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p>	<p>設備の相違（緊急時対策所用発電機車）※6</p> <p>設備の追記（東二：緊急時対策所用M/C） ・東二のM/Cは、SA電源設備から直接受電する設備であることから、SA設備としている</p> <p>記載の相違（代替緊急時対策所）※1</p> <p>記載表現の相違（緊急時対策所棟内）※2 記載表現の相違（遮へい）※3</p> <p>（玄海にあわせ以下の条件で整理）</p> <p>* 常設設備で「建屋内」に設置し、「緊対所」で操作する設備 （k kは建屋内と屋外に分けて記載）</p> <p>* 常設設備で「建屋内」に設置し「操作の必要の無い設備」</p> <p>* 常設設備で「屋外」に設置し「操作の必要の無い設備」</p> <p>* 東二は、常設設備で「屋外に保管及び設置」し「設置場所及び緊対所」で操作する設備に記載</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
<p>酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び緊急時対策所エリアモニタは、緊急時対策所(緊急時対策棟内)内に保管及び設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。操作は緊急時対策所(緊急時対策棟内)内(計測場所)で可能な設計とする。</p> <p>可搬型エリアモニタは、緊急時対策所(緊急時対策棟内)内に保管するとともに、屋外に設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所で可能な設計とする。</p> <p>緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)は、原子炉補助建屋及び4号炉の原子炉周辺建屋内に設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>SPDS データ表示装置は、緊急時対策所(緊急時対策棟内)内に設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所で可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機車用給油ポンプは、屋外に設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所及び緊急時対策所(緊急時対策棟内)内で可能な設計とする。</p> <p>10.9.2.2.6 操作性の確保</p> <p>基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性について」に示す。</p> <p>(1) 代替緊急時対策所 記載内容割愛</p> <p>(2) 緊急時対策所(緊急時対策棟内)</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット及び緊急時対策所加圧設備を使用した居住性の確保を行う系統は、重大事故等が発生した場合でも、通常時の系統から弁操作等にて速やかに切替える設計とする。また、外気中の放射性物質の濃度に応じてこれらの設備の運転・停止を行う必要があるため、緊急時対策所非常用空気浄化ファンは、緊急時対策所(緊急時対策棟内)内の操作スイッチによる操作が可能な設計とする。</p>	<p>酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び緊急時対策所エリアモニタは、緊急時対策所内に保管及び設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。操作は緊急時対策所の災害対策本部内で可能な設計とする。</p> <p>10.9.2.2.5 操作性の確保</p> <p>基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性について」に示す。</p> <p>緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置及び緊急時対策所加圧設備を使用した居住性の確保を行う系統は、重大事故等が発生した場合でも、通常時の系統から弁操作等にて速やかに切替える設計とする。また、外気中の放射性物質の濃度に応じてこれらの設備の運転・停止を行う必要があるため、緊急時対策所非常用送風機は、緊急時対策所の災害対策本部内のスイッチによる操作が可能な設計とする。</p>	<p>*可搬設備で「建屋内」に「保管及び設置」し、「緊急所」で操作する設備を集約</p> <p>(可搬型モニタリング・ポスト) ・可搬型モニタリング・ポストは「8.1 放射線管理設備」記載</p> <p>(SPDS) ・SPDSは「10.12 通信連絡設備」記載</p> <p>*東二は、常設設備で「屋外に保管及び設置」し「設置場所及び緊急所」で操作する設備に記載</p> <p>記載の相違（代替緊急時対策所）※1</p>

玄海原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表

【対象項目： 61条】

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
<p>緊急時対策所加圧設備は、速やかに系統構成できるよう、緊急時対策棟近傍に配備し、簡便な接続規格による接続とする設計とするとともに、容易に交換ができる設計とする。また、外気中の放射性物質の濃度に応じて緊急時対策所(緊急時対策棟内)内を加圧する必要があるため、設置場所及び緊急時対策所(緊急時対策棟内)内の手動弁により確実に空気加圧操作ができる設計とする。</p> <p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、重大事故等が発生した場合でも、設計基準対象施設として使用する場合と同じ構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。</p> <p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、汎用品を用いる等、人力により容易に運搬でき、付属の操作スイッチにより設置場所での操作が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所エリアモニタ及び可搬型エリアモニタを使用した放射線量の測定を行う系統は、設計基準対象施設と兼用せず、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所エリアモニタ及び可搬型エリアモニタは、人力により容易に運搬できる設計とするとともに、設置場所にて固縛等により固定できる設計とする。また、付属の操作スイッチにより設置場所での操作が可能な設計とする。</p> <p>緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)及びSPDSデータ表示装置を使用した情報の把握を行う系統は、重大事故等が発生した場合でも、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。</p> <p>緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)は、常時伝送を行うため、通常操作を必要としない設計とする。</p> <p>SPDSデータ表示装置は、付属の操作スイッチにより設置場所での操作が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機車、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク及び緊急時対策所用発電機車用給油ポンプを使用した電源の確保を行う系統は、重大事故等が発生した場合でも、通常時の系統から弁操作等にて速やかに切替えできる設計とする。</p>	<p>緊急時対策所加圧設備は、速やかに系統構成できるよう、緊急時対策所内に配備し、簡便な接続規格による接続とする設計とするとともに、容易に交換ができる設計とする。また、外気中の放射性物質の濃度に応じて緊急時対策所の災害対策本部内等を加圧する必要があるため、緊急時対策所の災害対策本部内のスイッチにより確実に空気加圧操作ができる設計とする。</p> <p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、重大事故等が発生した場合でも、設計基準対象施設として使用する場合と同じ構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。</p> <p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、汎用品を用い、人力により容易に運搬でき、付属のスイッチにより設置場所での操作が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所エリアモニタを使用した放射線量の測定は、設計基準対象施設と兼用せず、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所エリアモニタは、人力により容易に運搬できる設計とするとともに、設置場所にて固縛等により固定できる設計とする。また、付属のスイッチにより設置場所での操作が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機、緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク及び緊急時対策所用発電機給油ポンプを使用した電源の確保を行う系統は、重大事故等が発生した場合でも、通常時の系統から弁操作等にて速やかに切替え設計とする。</p>	<p>備考</p> <p>*災害対策本部内「等」：宿泊・休憩室、食料等資機材倉庫、エアロック室、空調機械（冷凍機）室 運用の相違（手動弁） ・東二は、スイッチの操作で換気系の運転モードが切り換る。</p> <p>(可搬型モニタリング・ポスト) ・可搬型モニタリング・ポストは「8.1 放射線管理設備」記載</p> <p>(SPDS) ・SPDSは「10.12 通信連絡設備」記載</p> <p>設備の相違（緊急時対策所用発電機車）※6</p> <p>*弁操作「等」：遮断器操作，電圧確認，電量確認，機器の起動確認</p>

玄海原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 61条】

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
<p>緊急時対策所用発電機は、車両として移動可能な設計とするとともに、車輪止めを積載し、設置場所にて固定できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機は、緊急時対策棟及び緊急時対策所用発電機用給油ポンプとの接続が速やかに行えるよう、緊急時対策棟近傍に配備する。緊急時対策棟との電源ケーブルの接続は、コネクタ接続とし、接続規格を統一することにより、確実に接続できる設計とする。緊急時対策所用発電機用給油ポンプとの接続は、フランジ接続とし、一般的に使用される工具を用いて可搬型ホースを確実に接続できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機は、設置場所及び緊急時対策所(緊急時対策棟内)内の操作スイッチによる操作が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機用給油ポンプは、緊急時対策棟近傍に設置し、設置場所及び緊急時対策所(緊急時対策棟内)内の操作スイッチによる操作が可能な設計とする。</p>	<p>緊急時対策所用発電機は、緊急時対策所用M/Cが、通常時の電源である常用所内電気設備からの受電電圧低下を検出することで、自動起動する設計とし。スイッチによる操作は不要な設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機及び緊急時対策所用M/Cは、手動による運転切り替え操作が可能な設計とし、緊急時対策所の災害対策本部内のスイッチにより切り替え操作が可能な設計とする。</p>	<p>設備の相違（緊急時対策所用発電機）※6 (k kは玄海同様電源車による運用)</p>
<p>10.9.2.3 主要設備及び仕様</p> <p>緊急時対策所(重大事故等時)の主要設備及び仕様を第10.9.2表及び第10.9.3表に示す。</p>	<p>10.9.2.3 主要設備及び仕様</p> <p>緊急時対策所(重大事故等時)の主要設備及び仕様を第10.9-2表及び第10.9-3表に示す。</p>	
<p>10.9.2.4 試験検査</p> <p>基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性について」に示す。</p>	<p>10.9.2.4 試験検査</p> <p>基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性について」に示す。</p>	
<p>(1) 代替緊急時対策所 記載内容割愛</p> <p>(2) 緊急時対策所(緊急時対策棟内)</p> <p>居住性の確保に使用する緊急時対策所遮へい(緊急時対策棟内)は、主要部分の断面寸法が確認できる設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>居住性の確保に使用する緊急時対策所非常用空気浄化ファン及び緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットは、機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化ファンは、分解が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットは、差圧の確認が可能な設計と</p>	<p>居住性の確保に使用する緊急時対策所遮蔽は、主要部分の断面寸法が確認できる設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>居住性の確保に使用する緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置は、機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用送風機は、分解が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用フィルタ装置は、差圧の確認が可能な設計とする。また、内部の確認が可能なように点検口を設ける設計とし、性能の確認が可能なようフ</p>	<p>記載の相違（代替緊急時対策所）※1</p> <p>記載表現の相違（遮へい）※3</p>

玄海原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 61条】

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
<p>する。また、内部の確認が可能なように点検口を設ける設計とし、性能の確認が可能なようフィルタを取り出すことが可能な設計とする。</p> <p>居住性の確保に使用する緊急時対策所加圧設備は、通気による機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。緊急時対策所加圧設備は、規定圧力及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>居住性の確保に使用する酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、機能・性能の確認(特性の確認)が可能なように、標準器等による校正ができる設計とする。</p> <p>居住性の確保に使用する緊急時対策所エアモニタ及び可搬型エアモニタは、模擬入力による機能・性能の確認(特性の確認)及び校正ができる設計とする。</p> <p>情報の把握に使用する緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)及びSPDSデータ表示装置は、機能・性能の確認が可能な設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>電源の確保に使用する緊急時対策所用発電機車は、模擬負荷による機能・性能の確認が可能な設計とする。緊急時対策所用発電機車は、分解又は取替が可能な設計とする。また、車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>電源の確保に使用する緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク及び緊急時対策所用発電機車用給油ポンプは、通常時の系統構成により機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクは、油量、機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能なように油面計を設け、内部の確認が可能なようにマンホ</p>	<p>ィルタを取り出すことが可能な設計とする。</p> <p>居住性の確保に使用する緊急時対策所加圧設備は、通気による機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。また、規定圧力及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>居住性の確保に使用する緊急時対策所用差圧計は、機能・性能の確認(特性の確認)が可能なように、標準器等による校正ができる設計とする。</p> <p>居住性の確保に使用する酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、機能・性能の確認(特性の確認)が可能なように、標準器等による校正ができる設計とする。</p> <p>居住性の確保に使用する緊急時対策所エアモニタは、発電用原子炉の運転中又は停止中に校正用線源による機能・性能検査ができる設計とする。</p> <p>電源の確保に使用する緊急時対策所用発電機は、模擬負荷による機能・性能の確認が可能な設計とする。また、分解又は取替が可能な設計とする。</p> <p>電源の確保に使用する緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク及び緊急時対策所用発電機給油ポンプは、通常時の系統構成により機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンクは、油量、機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能なように油面計を設け、内部の確認が可能なようにマンホール</p>	<p>設備の相違（東二：差圧計）※5 *標準器「等」：標準器を含めた模擬ガス他試験のためのアイテムを指す</p> <p>*標準器「等」：標準器を含めた模擬ガス他試験のためのアイテムを指す</p> <p>・記載表現の相違（模擬入力） ・東二は、「模擬入力」を「校正線源による機能・性能検査」と記載を適正化し、検査実施可能な期間を記載（可搬型モニタリング・ポスト） ・可搬型モニタリング・ポストは「8.1 放射線管理設備」記載</p> <p>(SPDS) ・SPDSは「10.12 通信連絡設備」記載</p> <p>設備の相違（緊急時対策所用発電機車）※6</p>

玄海原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 61条】

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
<p>ールを設ける設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機車用給油ポンプは、分解が可能な設計とする。</p>	<p>を設ける設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機給油ポンプは、分解が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所用M/Cは、通常時の系統構成により機能・性能の確認が可能な設計とする。また、分解が可能な設計とする。</p>	<p>設備の追記（東二：緊急時対策所用M/C） ・東二のM/Cは、SA電源設備から直接受電する設備であることから、SA設備としている</p>

玄海原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 61条】

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考																																																						
<p>第10.9.2表 緊急時対策所(重大事故等時)(常設)の設備仕様</p> <p>(1) 代替緊急時対策所</p> <p>(2) 緊急時対策所(緊急時対策棟内)</p> <p>a. 緊急時対策所遮へい(緊急時対策棟内)(3号及び4号炉共用)</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 遮へい設備 緊急時対策所(重大事故等時) <table border="0"> <tr> <td>個</td> <td>数</td> <td>一式</td> </tr> </table> <p>b. 緊急時対策所非常用空気浄化ファン(3号及び4号炉共用)</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所換気設備(重大事故等時) 緊急時対策所(重大事故等時) <table border="0"> <tr> <td>台</td> <td>数</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>容</td> <td>量</td> <td>約100 m³ /min (1台当たり)</td> </tr> </table> <p>c. 緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット(3号及び4号炉共用)</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所換気設備(重大事故等時) 緊急時対策所(重大事故等時) <table border="0"> <tr> <td>型</td> <td>式</td> <td>微粒子フィルタ/よう素フィルタ</td> </tr> <tr> <td>基</td> <td>数</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>容</td> <td>量</td> <td>約100 m³ /min (1基当たり)</td> </tr> <tr> <td>効</td> <td>率</td> <td></td> </tr> <tr> <td>単体除去効率</td> <td></td> <td>99.97%以上(0.15 μm 粒子)／95%以上(有機よう素)、 99%以上(無機よう素)</td> </tr> <tr> <td>総合除去効率</td> <td></td> <td>99.99%以上(0.7 μm 粒子)／99.75%以上(有機よう素)、 99.99%以上(無機よう素)</td> </tr> </table>	個	数	一式	台	数	2	容	量	約100 m ³ /min (1台当たり)	型	式	微粒子フィルタ/よう素フィルタ	基	数	2	容	量	約100 m ³ /min (1基当たり)	効	率		単体除去効率		99.97%以上(0.15 μm 粒子)／95%以上(有機よう素)、 99%以上(無機よう素)	総合除去効率		99.99%以上(0.7 μm 粒子)／99.75%以上(有機よう素)、 99.99%以上(無機よう素)	<p>第10.9-2表 緊急時対策所(重大事故等時)(常設)設備仕様</p> <p>(1) 緊急時対策所遮蔽</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 遮へい設備 緊急時対策所(重大事故等時) <table border="0"> <tr> <td>個</td> <td>数</td> <td>一式</td> </tr> </table> <p>(2) 緊急時対策所非常用換気設備</p> <p>(a) 緊急時対策所非常用送風機</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所非常用換気設備(重大事故等時) 緊急時対策所(重大事故等時) <table border="0"> <tr> <td>個</td> <td>数</td> <td>1(予備1)</td> </tr> <tr> <td>容</td> <td>量</td> <td>5,000m³ /h</td> </tr> </table> <p>(b) 緊急時対策所非常用フィルタ装置</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所非常用換気設備(重大事故等時) 緊急時対策所(重大事故等時) <table border="0"> <tr> <td>型</td> <td>式</td> <td>微粒子フィルタ/よう素フィルタ</td> </tr> <tr> <td>個</td> <td>数</td> <td>1(予備1)</td> </tr> <tr> <td>容</td> <td>量</td> <td>5,000m³ /h</td> </tr> <tr> <td>効</td> <td>率</td> <td></td> </tr> <tr> <td>単体除去効率</td> <td></td> <td>99.97%以上(0.15 μm 粒子)／99.75%以上(有機よう素)、 99.75%以上(無機よう素)</td> </tr> <tr> <td>総合除去効率</td> <td></td> <td>99.99%以上(0.5 μm 粒子)／99.75%以上(有機よう素)、 99.75%以上(無機よう素)</td> </tr> </table>	個	数	一式	個	数	1(予備1)	容	量	5,000m ³ /h	型	式	微粒子フィルタ/よう素フィルタ	個	数	1(予備1)	容	量	5,000m ³ /h	効	率		単体除去効率		99.97%以上(0.15 μm 粒子)／99.75%以上(有機よう素)、 99.75%以上(無機よう素)	総合除去効率		99.99%以上(0.5 μm 粒子)／99.75%以上(有機よう素)、 99.75%以上(無機よう素)	
個	数	一式																																																						
台	数	2																																																						
容	量	約100 m ³ /min (1台当たり)																																																						
型	式	微粒子フィルタ/よう素フィルタ																																																						
基	数	2																																																						
容	量	約100 m ³ /min (1基当たり)																																																						
効	率																																																							
単体除去効率		99.97%以上(0.15 μm 粒子)／95%以上(有機よう素)、 99%以上(無機よう素)																																																						
総合除去効率		99.99%以上(0.7 μm 粒子)／99.75%以上(有機よう素)、 99.99%以上(無機よう素)																																																						
個	数	一式																																																						
個	数	1(予備1)																																																						
容	量	5,000m ³ /h																																																						
型	式	微粒子フィルタ/よう素フィルタ																																																						
個	数	1(予備1)																																																						
容	量	5,000m ³ /h																																																						
効	率																																																							
単体除去効率		99.97%以上(0.15 μm 粒子)／99.75%以上(有機よう素)、 99.75%以上(無機よう素)																																																						
総合除去効率		99.99%以上(0.5 μm 粒子)／99.75%以上(有機よう素)、 99.75%以上(無機よう素)																																																						

玄海原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 61条】

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考																																																		
<p>d. 緊急時対策所情報収集設備(3号及び4号炉共用)</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 計装設備(重大事故等対処設備) 緊急時対策所(通常運転時等) 緊急時対策所(重大事故等時) 通信連絡設備(通常運転時等) 通信連絡設備(重大事故等時) <table border="0"> <tr> <td>設備名</td> <td>緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS) (3号及び4号炉共用)</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>設備名</td> <td>SPDS データ表示装置(3号及び4号炉共用)</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>一式</td> </tr> </table> <p>e. 緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク(3号及び4号炉共用)</p> <table border="0"> <tr> <td>型式</td> <td>横置円筒型地下タンク</td> </tr> <tr> <td>基数</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約75ke(1基当たり)</td> </tr> <tr> <td>使用燃料</td> <td>A重油</td> </tr> </table> <p>f. 緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ(3号及び4号炉共用)</p> <table border="0"> <tr> <td>型式</td> <td>うず巻式</td> </tr> <tr> <td>台数</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約1.5 m³/h (1台当たり)</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>0.3MPa[gage]</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>40℃</td> </tr> </table>	設備名	緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS) (3号及び4号炉共用)	個数	一式	設備名	SPDS データ表示装置(3号及び4号炉共用)	個数	一式	型式	横置円筒型地下タンク	基数	2	容量	約75ke(1基当たり)	使用燃料	A重油	型式	うず巻式	台数	2	容量	約1.5 m ³ /h (1台当たり)	最高使用圧力	0.3MPa[gage]	最高使用温度	40℃	<p>(c) 緊急時対策所用差圧計</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所非常用換気設備(重大事故等時) 緊急時対策所(重大事故等時) <table border="0"> <tr> <td>個数</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>測定範囲</td> <td>0.0～100.0 Pa以上</td> </tr> </table> <p>(3) 緊急時対策所用発電機</p> <p>エンジン</p> <table border="0"> <tr> <td>個数</td> <td>: 2</td> </tr> <tr> <td>出力</td> <td>: 約1,450kW/個</td> </tr> <tr> <td>起動方式</td> <td>: 電気始動式</td> </tr> <tr> <td>使用燃料</td> <td>: 軽油</td> </tr> </table> <p>発電機</p> <table border="0"> <tr> <td>個数</td> <td>: 2</td> </tr> <tr> <td>型式</td> <td>: 防滴保護, 空気冷却自己自由通風型</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>: 約1,725kVA/個</td> </tr> <tr> <td>力率</td> <td>: 0.8</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>: 約6,600V</td> </tr> <tr> <td>周波数</td> <td>: 50Hz</td> </tr> </table>	個数	1	測定範囲	0.0～100.0 Pa以上	個数	: 2	出力	: 約1,450kW/個	起動方式	: 電気始動式	使用燃料	: 軽油	個数	: 2	型式	: 防滴保護, 空気冷却自己自由通風型	容量	: 約1,725kVA/個	力率	: 0.8	電圧	: 約6,600V	周波数	: 50Hz	
設備名	緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS) (3号及び4号炉共用)																																																			
個数	一式																																																			
設備名	SPDS データ表示装置(3号及び4号炉共用)																																																			
個数	一式																																																			
型式	横置円筒型地下タンク																																																			
基数	2																																																			
容量	約75ke(1基当たり)																																																			
使用燃料	A重油																																																			
型式	うず巻式																																																			
台数	2																																																			
容量	約1.5 m ³ /h (1台当たり)																																																			
最高使用圧力	0.3MPa[gage]																																																			
最高使用温度	40℃																																																			
個数	1																																																			
測定範囲	0.0～100.0 Pa以上																																																			
個数	: 2																																																			
出力	: 約1,450kW/個																																																			
起動方式	: 電気始動式																																																			
使用燃料	: 軽油																																																			
個数	: 2																																																			
型式	: 防滴保護, 空気冷却自己自由通風型																																																			
容量	: 約1,725kVA/個																																																			
力率	: 0.8																																																			
電圧	: 約6,600V																																																			
周波数	: 50Hz																																																			

玄海原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 61条】

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
	<p>(4) 緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク</p> <p>個 数 2</p> <p>型 式 横置円筒型</p> <p>容 量 約 75kL／個</p> <p>使用燃料 軽油</p> <p>(5) 緊急時対策所用発電機給油ポンプ</p> <p>個 数 2</p> <p>型 式 歯車式</p> <p>容 量 約1.3 m³/h／個</p> <p>吐出圧力 約 0.3MPa [gage]</p> <p>最高使用温度 45℃</p> <p>(6) 緊急時対策所用M/C</p> <p>個 数 1</p> <p>定格電流 約1,200A</p>	

玄海原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 61条】

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考																																				
<p>第 10.9.3 表 緊急時対策所(重大事故等時)(可搬型)の設備仕様</p> <p>(1) 代替緊急時対策所</p> <p>(2) 緊急時対策所(緊急時対策棟内)</p> <p>a. 緊急時対策所加圧設備(3号及び4号炉共用)</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所換気設備(重大事故等時) 緊急時対策所(重大事故等時) <table border="0"> <tr> <td>型 式</td> <td>空気ポンベ</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>一式</td> </tr> </table> <p>b. 酸素濃度計(3号及び4号炉共用)</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所(通常運転時等) 緊急時対策所(重大事故等時) <table border="0"> <tr> <td>個 数</td> <td>1(予備2)</td> </tr> <tr> <td>測 定 範 囲</td> <td>0~100%</td> </tr> </table> <p>c. 二酸化炭素濃度計(3号及び4号炉共用)</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所(通常運転時等) 緊急時対策所(重大事故等時) <table border="0"> <tr> <td>個 数</td> <td>1(予備2)</td> </tr> <tr> <td>測 定 範 囲</td> <td>0~2%</td> </tr> </table> <p>d. 緊急時対策所エリアモニタ(3号及び4号炉#用)</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射線管理設備(重大事故等時) 緊急時対策所(重大事故等時) <table border="0"> <tr> <td>種 類</td> <td>半導体式検出器</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>1(予備1)</td> </tr> <tr> <td>計 測 範 囲</td> <td>0.001~99.99mSv/h</td> </tr> </table>	型 式	空気ポンベ	個 数	一式	個 数	1(予備2)	測 定 範 囲	0~100%	個 数	1(予備2)	測 定 範 囲	0~2%	種 類	半導体式検出器	個 数	1(予備1)	計 測 範 囲	0.001~99.99mSv/h	<p>第 10.9-3 表 緊急時対策所(重大事故等時)(可搬型)設備仕様</p> <p>(1) 緊急時対策所加圧設備</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所換気設備(重大事故等時) 緊急時対策所(重大事故等時) <table border="0"> <tr> <td>型 式</td> <td>空気ポンベ</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>一式</td> </tr> </table> <p>(2) 酸素濃度計</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所(通常運転時) 緊急時対策所(重大事故等) <table border="0"> <tr> <td>個 数</td> <td>1(予備1)</td> </tr> <tr> <td>測 定 範 囲</td> <td>0.0~40.0vol%</td> </tr> </table> <p>(3) 二酸化炭素濃度計</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所(通常運転時) 緊急時対策所(重大事故等) <table border="0"> <tr> <td>個 数</td> <td>1(予備1)</td> </tr> <tr> <td>測 定 範 囲</td> <td>0.0~5.0vol%</td> </tr> </table> <p>(4) 緊急時対策所エリアモニタ</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射線管理設備(重大事故等時) 緊急時対策所(重大事故等時) <table border="0"> <tr> <td>種 類</td> <td>半導体検出器</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>1(予備1)</td> </tr> <tr> <td>計 測 範 囲</td> <td>0.001~99.99mSv/h</td> </tr> </table>	型 式	空気ポンベ	個 数	一式	個 数	1(予備1)	測 定 範 囲	0.0~40.0vol%	個 数	1(予備1)	測 定 範 囲	0.0~5.0vol%	種 類	半導体検出器	個 数	1(予備1)	計 測 範 囲	0.001~99.99mSv/h	
型 式	空気ポンベ																																					
個 数	一式																																					
個 数	1(予備2)																																					
測 定 範 囲	0~100%																																					
個 数	1(予備2)																																					
測 定 範 囲	0~2%																																					
種 類	半導体式検出器																																					
個 数	1(予備1)																																					
計 測 範 囲	0.001~99.99mSv/h																																					
型 式	空気ポンベ																																					
個 数	一式																																					
個 数	1(予備1)																																					
測 定 範 囲	0.0~40.0vol%																																					
個 数	1(予備1)																																					
測 定 範 囲	0.0~5.0vol%																																					
種 類	半導体検出器																																					
個 数	1(予備1)																																					
計 測 範 囲	0.001~99.99mSv/h																																					

玄海原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 61条】

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考														
<p>e. 可搬型エリアモニタ(3号及び4号炉共用)</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射線管理設備(重大事故等時) 緊急時対策所(重大事故等時) <table border="0"> <tr> <td>種類</td> <td>半導体式検出器</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>8(予備1)*1</td> </tr> <tr> <td>計測範囲</td> <td>0.001~300mSv/h</td> </tr> </table> <p>*1 放射線管理設備(重大事故等)の必要個数を示す。 緊急時対策所(重大事故等時)の必要個数は1個 (予備1個)とする。</p> <table border="0"> <tr> <td>伝送方法</td> <td>無線</td> </tr> </table> <p>f. 緊急時対策所用発電機車(3号及び4号炉共用)</p> <table border="0"> <tr> <td>台数</td> <td>1(予備2)</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約1,825kVA(1台当たり)</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>6,600V</td> </tr> </table>	種類	半導体式検出器	個数	8(予備1)*1	計測範囲	0.001~300mSv/h	伝送方法	無線	台数	1(予備2)	容量	約1,825kVA(1台当たり)	電圧	6,600V		
種類	半導体式検出器															
個数	8(予備1)*1															
計測範囲	0.001~300mSv/h															
伝送方法	無線															
台数	1(予備2)															
容量	約1,825kVA(1台当たり)															
電圧	6,600V															

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
<p>第10.9.6図 緊急時対策所（緊急時対策棟内）概略系統図（1） （居住性の確保）</p>		<p>第10.9-1図 緊急時対策所 概略系統図（1） （居住性の確保）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
<div data-bbox="222 483 1053 1711" style="border: 1px solid black; height: 585px; width: 280px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1062 483 1172 1449" style="margin-top: 10px;"> <p>□内は、防護上の観点から公開できません。</p> <p>第10.9.8図 緊急時対策所（緊急時対策棟内） 概略系統図（3） （居住性の確保）</p> </div>	<div data-bbox="1380 525 2181 1711" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 270px;"> </div> <div data-bbox="2211 703 2270 1606" style="margin-top: 10px;"> <p>第10.9-3図 緊急時対策所 加圧設備の概略系統図</p> </div>	<p>備考</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所 3/4号炉	東海第二発電所	備考
<p>第 10.9.9 図 (緊急時対策棟内) 概略系統図 (4) (情報の把握)</p> <p>この図は、緊急時対策棟内の通信ネットワークの概略を示しています。左側には「緊急時対策棟」があり、無線系回線（衛星系回線）と有線系回線が接続されています。中央には「原子炉補助建屋等」があり、無線系回線と有線系回線が接続されています。右側には「中央制御室」があり、無線系回線と有線系回線が接続されています。また、「SPDSデータ表示装置」や「無線通信装置」も示されています。</p>	<p>この図は、東海第二発電所の通信ネットワークの概略を示しています。左側には「東海第二発電所」があり、無線系回線（衛星系回線）と有線系回線が接続されています。中央には「中央制御室」があり、無線系回線と有線系回線が接続されています。右側には「原子炉建屋附属棟」があり、無線系回線と有線系回線が接続されています。また、「緊急時対策支援システム」や「データ伝送装置」も示されています。</p> <p>【凡例】 〃：有線系回線 〃：衛星系回線 ……：無線系回線 ←：通信・データの流れ</p>	<p>備考</p> <p>第 10.9-4 図 緊急時対策所 概略系統図 (重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関わる設備)</p> <p>※1: 統合原子力防災ネットワークを超えた範囲から緊急時対策支援システム(ERSS)となる。 ※2: 中央制御室待避室の通信連絡を行うために必要な設備については13.16原子炉制御室(設置許可基準規則第59条に対する設計方針を示す章)で示す。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
<p>緊急時対策棟 概略系統図 (5) (電源の確保)</p>	<p>緊急時対策所 概略系統図 (1) (緊急時対策所用発電機による給電)</p>	<p>備考</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
<p>緊急時対策用発電機車</p> <p>緊急時対策用発電機車用給油ポンプ</p> <p>緊急時対策用燃料貯蔵タンク</p> <p>緊急時対策用発電機</p>	<p>緊急時対策所北側(地下)</p> <p>緊急時対策用発電機燃料油貯蔵タンク(A)</p> <p>緊急時対策用発電機給油ポンプ(A)</p> <p>緊急時対策所内(緊急時対策用発電機室(A))</p> <p>緊急時対策用発電機給油ポンプ(A)</p> <p>緊急時対策用発電機(A)</p> <p>緊急時対策所北側(地下)</p> <p>緊急時対策用発電機燃料油貯蔵タンク(B)</p> <p>緊急時対策用発電機給油ポンプ(B)</p> <p>緊急時対策所内(緊急時対策用発電機室(B))</p> <p>緊急時対策用発電機給油ポンプ(B)</p> <p>緊急時対策用発電機(B)</p>	<p>備考</p>
<p>第 10.9.11 図 緊急時対策所 (緊急時対策棟内) 概略系統図 (6) (電源の確保)</p>		
<p>第 10.9-6 図 緊急時対策所 概略系統図 (2) (緊急時対策用発電機による給電)</p>		